

## Web Appendix 14.2 バーゼル規制の変遷

【14.2.2節, p.332, 333】

バーゼル合意とは、バーゼル銀行監督委員会において合意された、自己資本比率規制に関する国際統一基準です。バーゼル銀行監督委員会はスイスのバーゼルに所在し、世界各国の中央銀行・銀行監督当局が集まって国際的な金融規制の在り方を議論する国際機関であり、日本からは金融庁と日本銀行が参加しています。<sup>1</sup> ただし、バーゼル銀行監督委員会は基準を話し合う場ではあるものの、自身が規制を行う力をもっているわけではありません。実際に規制を課すのは権限を持つ各国の規制当局（日本では金融庁）であり、国によっては合意通りに規制を課していないところもあります。また、この基準は国を超えて国際的に活動する銀行を対象とする基準であり、各国国内だけで活動する銀行は対象とされていません。ただし、日本では基本的にバーゼル合意に基づいて規制を行っており、国内で活動する銀行に対する規制もバーゼル合意に準ずる形で行われています。

現在実施されている自己資本比率規制は、バーゼルIIIと呼ばれる合意に基づくものです。正確には、バーゼルIIIは2013年度末（2014年3月末）から段階的に実施されているものであり、現在は部分的、あるいは緩い基準で実施されている段階ですが、2019年からは完全な形で実施されることになっています。これまでバーゼル合意は何回か改訂されており、大きなものとしてバーゼルIからIIIまで3つの合意があります。<sup>2</sup> 日本の自己資本比率規制も、これらの改訂に基づき変更されてきています。

まずバーゼルIに関しては、合意が得られたのは1988年であり、これに基づく規制は日本では1992年度末（1993年3月末）から実施されました。しかし、金融自由化やバブル崩壊、不良債権問題などを経る中で、バーゼルIの問題点が明らかになりました。大きな問題となったのは、信用リスク以外のリスクが考慮されていなかったこと、リスクの把握が粗い形でしか行われていなかったこと、リスクが複雑化・高度化するのにあわせて金融機関の内部管理や市場規律を重視する必要性が生じたこと、多様化する金融機関の業務内容やリスク管理の手法に合わせて多様な選択肢を提供する必要があること、などです。そこで、バーゼルIの問題点に関する議論が行われた結果、2004年に次の合意であるバーゼルIIが得られました。バーゼルIIに基づく規制は、日本では2006年度末（2007年3月末）以降実施されました。

---

<sup>1</sup> バーゼル銀行監督委員会は、西ドイツのヘルシュタット銀行の破綻（1974年6月）が国際金融市場の混乱を招いた経験を踏まえ、G10中央銀行総裁会議によって1975年に設立されました。なお、バーゼル銀行監督委員会は銀行監督等に関する国際的な原則・指針などを策定しますが、証券会社に関しては**証券監督者国際機構**、保険会社に関しては**保険監督者国際機構**が同様の役割を果たしています。またこれらの機関もメンバーとなって業態横断的に議論を行う国際組織として、**金融安定化理事会（FSB: Financial Stability Board）**があります。

<sup>2</sup> バーゼルI, II, IIIの3つの改訂の間にも、規模の小さな改訂が行われています。

しかし、バーゼル II の実施後には世界的金融危機が発生し、自己資本比率規制の新たな限界が明らかになります。たとえば世界的金融危機で問題となった、証券化商品を証券化した再証券化商品のリスク、短期売買のために保有する証券のリスク、デリバティブ取引等における取引相手の破綻リスク（カウンターパーティリスク）などに対しては、結果的に見てリスクの大きさに対して必要とされる自己資本の額が過少になっていました。そこでバーゼル II の問題を改善するために検討され、得られた合意がバーゼル III です。バーゼル III では、分子となる自己資本の構成要素をより明確にすると共に、分母で考慮するリスクも見直し、また Tier 1 と Tier 2 の合計だけでなく Tier 1 に対する所要比率を定めるなど、規制の厳格化が行われました。さらに、金融機関の特徴（破綻の影響の大きさ）に応じて基準を変えたり、自己資本比率以外の指標に関する健全経営規制を同時に導入することなども計画されています（14.4.2節も参照）。これらは基本的にそれまでよりも多くの自己資本の保有を金融機関に求める変更です。